

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 落 合 誠

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 大間木蕨線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
川口市芝四丁目二六〇三番一 号地 地先から 同市芝四丁目二六〇〇番一 号地 先まで		区 間
一〇・二〇 一三・七六	一〇・二〇 一〇・二二	敷地の幅員 (メートル)
一五・一〇		延 長 (メートル)
川口市芝地区住宅市街地総合整備事業 による		備 考